

(国土交通省ホームページより転載)

## IMO「船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際会議」の結果について

～我が国の提案による TBT 船舶用塗料等の規制のための新条約の採択～

標記国際会議は、平成 13 年 10 月 1 日から 5 日にかけてロンドンの国際海事機関 (IMO) \*1 本部において、75 カ国の参加のもと開催された。

本国際会議で、TBT (トリブチル・スズ) \*2 等を含む有機スズ系船舶用塗料 (TBT 船舶用塗料) 等の使用を規制するための新条約「船舶についての有害な防汚方法\*3 の管理に関する国際条約 (仮称)」が採択された。

本条約が発効すると、TBT 船舶用塗料の使用は世界的に禁止される。

### 1. 経緯

我が国は、TBT 船舶用塗料が海洋生物へ与える悪影響 (有害性、環境ホルモンの疑い) 等を早期から認識し、政府及び造船業界、塗料業界等関係者の協力の下、海運・造船のリーディングカントリーとして世界に先駆け、1992 年から国内造船所での TBT 船舶用塗料塗布の完全使用自粛、1997 年から国内塗料工場での製造中止等、TBT 船舶用塗料に係る規制を自主的に推進してきた。

国土交通省は、このような背景のもと、海洋環境保全のため、TBT 船舶用塗料の世界的な規制が必要との観点から、IMO に対して本条約の策定を提案し、本国際会議が開催されることとなった。

### 2. 会議の結果

(1) 本条約は、10 月 5 日 (金) に採択された。

(2) 条約の概要は、次のとおり。

- ・ 2003 年 1 月 1 日以降は、TBT 船舶用塗料の新たな塗布を禁止し、2008 年 1 月 1 日以降は、既に塗布されている TBT 船舶用塗料を船体から完全除去するか、同塗料が海水へ溶出しないよう塗膜を塗布することとなった。
- ・ 今後、TBT 船舶用塗料以外の塗料等が有害と判断される場合には、規制対象に追加される。
- ・ 船舶が規制対象の塗料等を塗布しているか否かについては、旗国が検査により確認を行い、検査合格船舶には、証書が発給される。

また、外国船舶に対しては、寄港国が立入検査 (ポートステートコントロール)

をすることができる。

- ・ 本条約は、25ヶ以上の国数が批准し、さらにそれらの国の船腹量の合計が世界の船腹量の25%以上に達した日の後の12ヶ月後に発効する。

- 1 「国際海事機関 (IMO : International Maritime Organisation )」とは、国連の専門機関の1つであり、船舶の安全、海洋環境保全等に関する国際条約の策定等を行っている。
- 2 「トリプチル・スズ」とは、有機スズ系化学物質であり、船底部への貝等の付着を妨げるための防汚剤として塗料に含まれている。これを含む船舶用塗料は、防汚性能が非常に高く、世界的に急速に普及していた。
- 3 「防汚方法」とは、船舶の船底部へ貝等が付着することによる推進抵抗の増加、燃費の悪化等を防ぐために船底部に塗布される塗料等の防汚方法の総称をいう。

## 1. IMO における審議経緯

- ・ 1980 年代後半より、船舶用塗料に使用されている有機スズ（特に、TBT）が海水中に溶け出した際に海洋生物の成長阻害等の悪影響が生じることが問題視され、1990 年 11 月の MEPC 30（第 30 回海洋環境保護委員会）において、25m 未満の船舶に対する TBT 船舶用塗料の使用禁止等を勧告する決議（MEPC.46(30)）が採択された。
- ・ 1996 年 7 月 MEPC 38 において、我が国、オランダ及び北欧諸国から TBT 船舶用塗料の使用についての世界的規制が必要と提案、具体的な審議を開始することが合意された。
- ・ 1999 年 11 月の IMO 第 21 回総会において、「TBT 船舶用塗料を 2003 年 1 月 1 日以降船舶に新たに塗布することを禁止し、2008 年 1 月 1 日以降船舶に塗布されていることを禁止（船体への存在の禁止）するための世界的な法的拘束力のある枠組み（条約）を策定する。」旨の総会決議（A.895(21)）が採択された。
- ・ その後、MEPC において累次にわたり検討が行われてきた結果、本年 4 月の MEPC46 において、新条約の発効要件等一部の規定を除き、条約案が承認されたところである。

## 2. 新条約の概要

- ・ 新条約は、船舶用塗料等による海洋環境及び人への悪影響を減少させることを目的としている。
- ・ 新条約は、本文及び 4 つの附属書から構成されており、新条約の締約国は、附属書 1（使用禁止塗料リスト）に掲載された塗料を使用してはならないこととなっている。（現在の附属書 1 には有機スズ化合物が記載されている。）（別紙 2 参照）
- ・ また、将来的に TBT 以外の物質で新たに規制すべきものがでてくれば、IMO における専門家による検討を経た上で、その物質を附属書 1 に追加するか否かを決定できることとなっている。

(別紙2)

### 船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約の構成

#### 条約本文

第1条	一般的義務	
第2条	定義	
第3条	適用	原則、全ての船舶が適用
第4条	防汚方法の管理	自国船舶及び管轄内船舶の防汚方法の管理
第5条	附属書1 廃棄物の管理	
第6条	防汚方法の管理の改正手続き	附属書1の改正手続
第7条	技術グループ	附属書1改正提案の検討のための技術グループの構成
第8条	科学・技術的研究並びにモニタリング	防汚方法の管理のための研究・モニタリングの促進
第9条	情報の送付	防汚方法、代行検査団体等の関係情報の回章
第10条	検査及び証書	
第11条	船舶の監督及び違反の発見	外国船舶の監督(PSC)
第12条	違反	
第13条	船舶の出航の不当な遅延の回避	
第14条	紛争の解決	
第15条	国連海洋法条約との関係	
第16条	改正	条約改正の手続
第17条	署名、批准、受諾、承認及び加入	
第18条	効力発生	25ヶ国以上の国数が批准し、船腹量の合計が世界の船腹量の25%以上に達した日の後の12ヶ月後に発効
第19条	廃棄	
第20条	寄託	
第21条	用語	

#### 附属書1：使用禁止リスト

2003年1月1日以降	2008年1月1日以降
-------------	-------------

TBT 船舶用塗料の新たな塗布の禁止	TBT 船舶用塗料の船体への存在（残留塗料）の禁止又は同塗料の溶出防止塗膜（シーラーコート）の塗布
--------------------	---

附属書 2：使用禁止リストを禁止する際の最初の検討事項

附属書 3：使用禁止リストを変更する際の包括的な検討事項

附属書 4：防汚方法の要件及び検査

第 1 規則	検査	対象：国際航海に従事する総トン数 4 0 0 トン以上の船舶 種類：初回の検査（船舶就航前） 変更時の検査（防汚方法変更時）
第 2 規則	国際防汚証書の発給並びに裏書	・国際防汚方法証書の発給・検査時の証書裏書 ・国際防汚方法証書の様式は付録 1 に規定
第 3 規則	旗国以外の締約国政府による国際防汚方法証書の発給及び裏書	
第 4 規則	国際防汚方法証書の効力	
第 5 規則	宣誓書	・国際航海に従事する総トン数 4 0 0 トン未満かつ長さ 2 4 m 以上の船舶の防汚方法の使用を示す宣誓書の保持 ・宣誓書の様式は付録 2 に規定